官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
　建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
　破産、免責、再生関係　二
地方公共団体
　行旅死亡人関係　三
会社その他　三
会社決算公告　三

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月25日

関東地方整備局長　岩崎　福久

１　処分をした年月日　令和７年２月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本通運株式会社　竹添進二郎　東京都千代田区神田和泉町２番地　国土交通大臣（般・特―４）第2541号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業及びタイル・れんが・ブロツク工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年２月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月25日

関東地方整備局長　岩崎　福久

１　処分をした年月日　令和７年２月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　キヤリアエアテクノ株式会社　野嵜　辰巳　東京都千代田区神田須田町２―７―２　国土交通大臣（般―３）第22016号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年２月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月25日

関東地方整備局長　岩崎　福久

１　処分をした年月日　令和７年２月13日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日綜産業株式会社　小野　　大　千葉県千葉市美浜区中瀬１―３　国土交通大臣（特―１）第11613号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年２月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月25日

関東地方整備局長　岩崎　福久

１　処分をした年月日　令和７年２月13日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社リガーレ　生田　光洋　埼玉県さいたま市西区指扇403―１　国土交通大臣（般―２）第23883号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、電気通信工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年２月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月25日

関東地方整備局長　岩崎　福久

１　処分をした年月日　令和７年２月14日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エス．ディー．ケイ　坂口　輝昭　東京都世田谷区松原２―32―32アークファビラス１階　国土交通大臣（般―３）第26424号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年２月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月25日

関東地方整備局長　岩崎　福久

１　処分をした年月日　令和７年２月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　タツヲ電気株式会社　川口　　愼　東京都文京区白山５―22―９　国土交通大臣（般・特―１）第22112号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年２月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。